

第151回鳥取県都市計画審議会
議 事 録

(平成29年3月23日)

鳥取県都市計画審議会

1. 出席者（10名）

遠藤宏子、小椋弘佳、門脇京子、島林昌子、張漢賢、谷本圭志、
辻富美子、徳嶋靖子、西川文雄、濱田香

2. 欠席者（6名）

尾崎直美、讃岐英夫、猿沢美鈴、福田俊史、山下一郎、光井哲治

3. 説明のため出席した者

県土整備部 丸毛次長、技術企画課 福政課長、井上室長

4. 傍聴者

なし

5. 事務局

技術企画課 岩田課長補佐、川原係長、和田土木技師、寺岡土木技師

6. 開催日及び場所

日 時：平成29年3月23日（木） 午後2時00分から午後3時20分まで

場 所：鳥取県庁第2庁舎4階第34会議室（鳥取市東町1丁目220）

7. 会議次第

（1）開会

（2）議事

議案1 鳥取都市計画区域区分の変更

議案2 琴浦都市計画道路3・5・2号赤碕駅前下市線の変更
（変更前 3・5・2号地蔵町下市線）

議案3 琴浦都市計画道路3・5・4号大山花見線の変更

（3）閉会

8. 会議議事

14:00開会

岩田課長補佐 これより第151回都市計画審議会を開催します。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ご出席していただいております委員の皆様の出席者数でございますけれども、10名ということで全委員16名の半分以上の出席となっており、当審議会が成立していることを報告いたします。なお、会議の進行上出席委員のご紹介は省略させていただきます。お手元に委員名簿と配席表をお配りしておりますので、参考にいただければと思います。

それでは審議に先立ちまして、鳥取県県土整備部次長の丸毛がごあいさつ申し上げます。

丸毛次長 県土整備部次長の丸毛でございます。委員の皆様には年度末でお忙しい中、本審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。この審議会でございますけど、これまで委員の皆様には様々なご審議をいただいたところでございます。その中でも、山陰道・北条道路、数回ご審議いただきました。2月17日には都市計画決定をさせていただいたところですが、この3月16日には国の社会資本整備審議会、事業評価部会として計画が妥当であるという表明をいただいたということで、この年度末にも成立されるであろう来年度予算に新規着手箇所としてなるだろうと期待されておるところでございます。東西に長い鳥取県が1つにつながるという日も近いということでございます。大変お世話になりました。

本日は区域区分の変更あるいは都市計画道路の変更など主に2つの案件でございますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

岩田課長補佐 それでは配布資料の確認をさせていただきます。事前に配布郵送させていただいておりますけれども、次第、委員名簿、配席表、議案概要、傍聴要領、それと右肩に資料1と書いてあるA4カラー刷りの1枚と資料2と書いてあるもの、それと本日新たにお配りしておりますけれども、A4のカラー刷りの縦書きのものが2枚ございます。1つは都市計画決定以前の道路の状況というのと平成29年度の審議予定についてというものでございます。資料の不足等はございますでしょうか。

それでは会議を進めさせていただきます。議長の谷本会長、進行をよろしく願います。

谷本会長 皆さんこんにちは。年度末のお忙しい中ありがとうございます。

今年度は、地震の話もあり大雪の話もあり、前回、この審議会は確か大雪の前でしたね。

ということで、特に県土整備部の皆さんは大変ご苦労されたと思います。今後の県土づくりのためにいろんな教訓を活かしていただければと思います。

それで、私、元北国の人間なものですから、北海道ですけども、そういうところは、やっぱりゆとり、道路が広いなという印象をもっていたんですけど、冬には1車線潰れて余裕がない感じになるんです。ですから、今年の大雪の教訓を見ても、雪を捨てる場がそもそもない、歩道も全部詰まっているという状況。お金がない中で切りつめていくのはもちろん大切なんですけど、余裕がない資本整備というのはまた違うような気がするんですよ。

ということもあって、高速道路も4車線化とかそんな話もできましたけども、少しそういうようなことで、せっかく作るならやっぱりいいものということ、そういうこともぜひ考えていただければありがたいなと思います。

では、いつものとおり議事に従いまして会議を進めさせていただきたいと思います。

今回は、議案第1号、第2号ということです。

審議に先立ちまして、議事録署名委員を指名させていただきたいと思います。辻委員さんと西川委員さんお願いできますでしょうか。よろしくお祈いします。

では、早速ですけども、議案第1号から始めたいと思います。鳥取都市計画区域の変更について説明を事務局からお祈いいたします。

井上室長 議案第1号、鳥取都市計画区域区分の変更につきましてご説明申し上げます。

お手元の資料1をご確認いただきながら、ご説明させていただきたいと思います。

資料1の2ページ目でございます。本議案につきましては、区域区分の変更ということでございまして、第128回審議会での承認事項に従いまして、本日は予備審議をお願いいたします。その後の手続きを経て本審議がございまして。

今回の審議内容でございます。鳥取市岩倉及び鳥取市国府町奥谷の一部地域につきまして、これから説明させていただきます現在の土地利用状況と今後の見通し、地元の意見等踏まえまして、市街化区域から市街化調整区域に変更を行うものでございます。

続きまして3ページご覧いただけますでしょうか。委員の皆様にはご承知のこととは思いますが、都市計画区域の区域区分制度の概要について、おさらいをさせていただきたいと思います。まず、都市計画法の第7条1項でございます。無秩序な市街化を防止して計画的な市街化を図るとき、市街化区域と市街化調整区域を都市計画区域に定めることができる、と規定されております。さらに、その下の2項でございます。市街化区域といいますのは、既に市街地が形成されている区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域ということでございます。それで、3項の市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であり、相対する表記がされています。

ちなみにこの市街化区域、調整区域を区分しておりますのは、鳥取県内の、本日の議案にもあります鳥取都市計画区域、それと米子境港都市計画区域の2区域でございます。

また、この区域区分制度が導入された背景でございますけれども、高度経済成長期に都市が無秩序に拡大するスプロール現象が社会問題になったことを背景としております。

続きまして、4ページをお願いいたします。区域区分を行うことによる主な効果でございます。簡単にご説明申し上げますと、市街化区域は開発を促進する区域でございます。そのため、指定された住宅なり工業なりの用途にあえば、一定規模以下の開発行為は許可されることになります。

一方、市街化調整区域は市街化を抑制する区域なので、開発行為は原則許可制度です。

続きまして5ページです。議案の概要でございますけれども、既にご審議いただいておりますけれども、鳥取都市計画区域マスタープランの見直しを進めさせていただいております。その素案が4度の予備審議をいただいたところでございますけれども、このマスタープランの見直しとあわせまして、区域区分の見直しも行います。

今回、市街化区域の一部を市街化調整区域に変更する逆線引きということがございますけれども、急速に人口減少が進んでおるという中で、マスタープランに掲げておりますコンパクトシティを目指して市街化、開発されてないこういう地区等につきましては、その状況、住民の意見を踏まえて市街化調整区域に再編ということも行っております。

平成26年度には米子境港都市計画区域、米子市和田において逆線引きというものを行わせていただいております。

今回、逆線引きを行います鳥取市岩倉と国府町奥谷、こっちが鳥取の中心市街地になりますけれども、旧鳥取市と国府町の行政界を挟んだエリアで、ご覧のとおり山に沿った地区になります。さらに、この両区域とも市街化区域に編入した後で、一部が土砂災害警戒区域に指定されています。また、両区域とも昭和45年に市街化区域に編入したんですけれども、その後、現在に至るまで市街化が進んでない、今後もされる見込みもないという地区でございます。

図面のオレンジで囲った範囲、これがD I D地区になります。D I D地区と言いますのは人口集中地区というところがございます、例えば人口が1 k m 2 当たり4, 0 0 0 人以上あるとか、そういった国勢調査に基づいて設定している地区ですけれども、そのD I D地区からも外れたようなところになっています。

面積は、岩倉で0. 3 h a、国府町奥谷で1. 4 h a を市街化調整区域に編入するというところでございます。

続きまして、6 ページをお願いできますでしょうか。市街化区域に定める土地の区域、区域区分の方針としております。まず、都市計画法施行令第8条の市街化区域に定める区域には、原則、災害の発生の恐れのある土地を含まないという規定がございます。当該区域は一部が土砂災害警戒区域に指定されております。これは、市街化区域の指定とその後の土砂災害警戒区域の指定とに時間差がありますので、後で指定されたから直ちに市街化区域から外すというわけではございませんけれども、それでも進めないといけないということでございます。

さらに、現在の鳥取都市計画区域マスタープランでは、市街化区域に編入後10年以上経過して市街化されていない区域は、今後の市街化の進行等の動向を勘案しながら逆線引きの見直しを行うと記載しております、現在、見直してご審議いただいておりますマスタープランでも同様の記載とさせていただきます。それで、当該区域は、昭和45年に市街化区域に編入以来40年以上経過しておりますが、市街化されていないというところでございます。

続きまして7 ページをご覧くださいませでしょうか。2カ所の変更区域がありますけれども、その詳細でございます。

まず、鳥取市岩倉でございます。右上の図に赤で塗りつぶしてある部分、これが市街化調整区域に編入しようとする区域でございます。それで、その周りに赤い線、黄色い線で囲った範囲がございます。これが先ほどからご説明しております土砂災害警戒区域、黄色が土砂災害警戒区域、赤が土砂災害特別警戒区域ということで、簡単に言いますと裏の山が崖崩れを起こして危険が及ぶ可能性がある、もしくは沢から土石が流出してきまして危

険が及ぶおそれがある区域で、黄色い方が住民の生命や身体に危害が生じるおそれがある区域、さらに赤になりますと著しい危害が及ぶおそれがある区域ということになっております。

それで、赤のところだと建物自体に大きな危害が出る可能性があるということで厳しい区域となっています。これが今回の区域にかかっているという状況でございます。

さらに左下の図面で赤く囲った範囲が今回その検討する区域でございますけれども、土地利用の状況を色分けしております。赤色の畑が一番多くございまして、次に公共施設等の土地と、続いて山林というような状況でございます。ということで、今後も市街化の見込みがなく、市街化調整区域の編入の意向を住民は示しているという区域でございます。

8ページをご覧くださいませでしょうか。もう1カ所の国府町奥谷地区の詳細でございます。これも同じように右上の図で赤く塗りつぶしたところが今回、市街化調整区域に編入している区域でございます。黄色いところが土砂災害警戒区域で半分以上がかかっているというような区域でございます。

土地利用の状況でございますけれども、左図のように、赤が畑、薄緑がたんぼ、それと緑が山林、これがほとんどで、それに囲まれるようなかたちで住宅が建っているというところでございます。

それで、この範囲に住宅は5軒あるんですけれども、過去30年間で新たに建ったものが1軒もないというような状況で市街化は今進んでないというところでございます。地権者の方も市街化調整区域の編入の意向を示しておられるというところでございます。

続きまして9ページをご覧くださいませでしょうか。関係者説明、協議の状況でございます。

①の関係者への都市計画案の説明でございます。これは平成27年11月10日に奥谷地区、12日に岩倉地区で説明会を行いまして、両地区とも地権者及び住民の方々にご参加いただきまして異論はございませんでした。

②の関係機関との協議状況でございますけれども、これは今後正式な協議は進めていく予定でございますけれども、現時点で鳥取市とは事前調整済みで県関係部署である農林、生活環境等に意見照会しておりますけれども異論はないというところでございます。

続きまして、今後のスケジュールは10ページをご覧くださいませでしょうか。本日の予備審議での意見を踏まえまして都市計画案につきまして、関係機関、国等と正式な調整協議を行います。さらにその後、公聴会、計画案の公告・縦覧を行いまして、案が固まった段階で都市計画審議会の本審議を行っていただきまして、その後も国交大臣の同意を得た後に都市計画決定を行うようにしております。

この手続きは、先ほども申し上げましたようにマスタープランの変更とあわせて行うこととしておりますので、変更手続きの時期もあわせてかたちで行わせていただくよう考えています。

また、都市計画決定告示になりましたら、同日付で用途地域の変更という都市計画変更を市が行います。

こちらにつきましては、今は、第一種中高層住宅専用区域とになってはいますが、これを

外すという手続きを行うという段取りとなっております。以上、議案第1号につきましてご審議のほどよろしくお願いいたします。

谷本会長 ありがとうございました。

ということですが、防災の観点からすると、そもそも市街化区域に入っていることが望ましくないということもあるような場所です。ある意味こういうふうに進んでいくのは合理的なのかなとも思うんですけども、基本的には住民の皆さんの意向があったり、説明会でも異論はないということで表面上問題ないと思いますけども、皆さんお気づきの点やこれどういうことだという質問がありましたらお受けしたいと思います。

辻委員 すみません。教えていただきたいんですけど、今、谷本委員長の方も防災の面からもこうする方がいいんじゃないかと言われたその意味、防災の面からの調整区域にした方がいいっていうことの意味を教えていただきたいことと、今まで市街化区域だったものが住民の方たちも調整区域にしてほしいってことを望まれる理由が何なのかを教えていただけたらと思います。

井上室長 はい。まず、その市街化区域を防災上入れない方がいいというのは、資料6ページに、都市計画法施行令第8条というところがございます。これが基本的な考え方でございます。

市街化区域のように開発して人が多く住むようになるところは原則として、こういう災害の発生のおそれがある土地の区域は避けた方がいいと規定されております。これは基本的な思想でございます。

ただ、どうしても、市街化区域は大河川の下流域の平地に多く、洪水等が起こる区域もやむをえず入っているところがございますけれども、もし外せるのでしたらできるだけ外した方がいいという基本的な考え方でございます。

今回は、具体的には土砂災害警戒区域となる。

辻委員 はい。

井上室長 例えば、裏山が崩れて崖崩れが起こって谷筋から土石流が流れてくる、そういう危険な区域は、県が調査して設定させていただくんですけども、その区域となっているというところでございます。そういう安全上の不安もある、それぞれ個別のご事情があるとは思いますが、環境面とかそういうところもあろうかと思ったり、そういう住民の方の利益と安全管理、その関係があると思ったり。

谷本会長 当初、2つの地区が市街化区域として設定されたときには、まだこの土砂災害の区域は設定してなかったんですね、確か。

井上室長 そうです。後から指定されて危険がわかってきたという地区でございます。

谷本会長 建物でもよくある話ですけど、建てた後に法律が変わって、やっぱりそれが危険だというので既存不適格っていう言い方をするんですけども、今回もそういうような性格を持ってしまったといえればいいのか、そのような経緯もあって、私が先ほど言ったのは、防災上云々っていうのはそういう意味になります。はい、他、どうでしょう。

濱田委員 単純なことですけど、7ページ、8ページの右上の地図で、変更される範囲が茶色とピンクに分かれていると思うんですけど、それはどういう意味ですか。

井上室長 すみません。これは実は元の図がございまして、緑と水色の図に、その上へぼかした赤

を塗った関係でちょっと色目が変わっております。

谷本会長 じゃあ、これはもう、その茶色くなっている部分も含めて赤色の区域だということですね。はい、いいですか。ほか、いかがでしょうか。

徳嶋委員 いいですか。土砂崩れとかはすごくイメージが湧くんですけど、最近、クマとかイノシシとか出ると言うんですけど、そういう獣害みたいなのはどうですか。

井上室長 それは非常に難しいご質問で、獣害といえば、クマが出没、樗谷公園に出たということでございまして、それはそれで、地形とかそういう固定されたもので予防することができませんので、獣害は獣害として、その対象になる鳥獣に対する対応をしていくことで安全確保していくとこととなりますので、土地利用という観点でいきますと、確かにそれもあると思うんですけども、別の手法での対応になります。

谷本会長 先日もテレビでイノシシが出て廃村にしたところの話があって、それで、廃村になったのは多分山間部だと思うんですけど、都市部でも大変、横浜でしたか、もうすごい状態になっているっていう話もあって。これはちょっと難しいですね。人間側があんまり街の方に撤退をしていくと、その分だけ動物がどんどんまた来るだけの話で。でも、片や、その最前線に人間を置いとけばいいかっていうと、その生命のこともありますからそうもならないと。

非常に難しい問題ですけど、今のところ鳥獣害がどうこうということで線引きがということのロジックにはないということで、別の対策でということですね。はい、わかりました。ほかいかがでしょうか。

門脇委員 質問ですが、国府町と聞きますと古墳ということが思い浮かびますが、そういったときにも、調整区域等の規定はあるのでしょうか。

井上室長 古墳があるから調整区域にするという規定はございません。ただ、保護、保全すべきものがありますと、それは埋蔵文化財保護に関する法律に基づきまして、重要なものでしたらそのまま置いておくと、場合によっては調査してみるというようなそれぞれ手続きがありますけれども、この都市計画法では、古墳があるからというのは、特別な公園に指定されたり、地区に指定したりするんですけども、一般的なものではそういう仕分けはしておりませんので、そういう別の法律で保護、保全するとこととなります。

門脇委員 どこに埋っているかわからないものが、整備していく上で出てきましたというようなこともよくあるんですけども、そういうことに関して何か記載があるのかなと思ひまして。何か整備する上で、整備していったその中に出てきた場合には、区域を変更するとかですね。

井上室長 もう1つ、一般的なものでしたら区域を変更するということまでには及ばないと思うんですけども、重要なものでしたら例えば史跡公園とかに指定して保存していくということもあります。

別の法律があって、それできちんと開発されないように守りますので。

谷本会長 別の法律できちんと守られて大丈夫、大丈夫ですと。確かに国府町もいろんな歴史があるところですから、いろいろあつたりするんでしょうね。

はい、お気づきの点、よろしく申し上げます。

小椋委員 今回の地区は、D I D区域から外れていたりとか、防災の観点からということで逆線引きがあったり、必要な議論ではないかなと思いました。それで、本筋とは違うかもしれないですけども、同じように土砂災害警戒区域に重なっているような市街化区域が他にもあるのかということをし少し教えてください。

井上室長 実際同じような区域はございます。ただし、既に市街化されて住んでおられているという場合は、いきなり調整区域にということには及びませんので、ただ、そのままでもいいかという話でございませぬので、例えば、そういう方が家を補強したり、壁を建てて土砂から家を守ったりする際に補助金等をだささせていただいて、施設を整備することがございませぬ。例えば、特別警戒区域で危ないところから移転されたいという方が建て替えするときには、例えば建物の購入費とかの融資の利子分を補てんするとか、そういう支援をさせていただいて、強制的に出ていけというわけにはならないんですけども、そういうお手伝いをしております。

小椋委員 今回の逆線引きができそうな場所とか、そういうような今回と同様な地区というのは。

井上室長 これは、今回のマスタープランの話とあわせてというかたちでご説明さしあげましたけれども、鳥取市のマスタープランの中で、同様に未利用や利用が少なく、なお且つ、そういういろんなご意見があるということで、逆線引きをしたらどうかというところが、何箇所か候補を挙げて調整されて、最終的には住民の意向等も聴いた上で整理できたのはこの2カ所となっています。

小椋委員 もう1つ。D I D区域から外れてしまっているような場所が他にもありますけれども、そういった観点から視野に入れられているところってないんでしょうか。

井上室長 D I Dという観点だけで網羅的に整理ということはされてないと思います。D I Dに特化して整理したということは聞いておりませぬ。

谷本会長 今回のケースがどれだけあるかということは、普段よく私が聞く話は、むしろ人口減少もわかるんだけど地域おこしをしたいので、規制緩和になるから市街化区域に入れてくれとかいう声を聞くんですけども、一方でこういう声があるんだなということを知って、それで協議が整っていれば、住民も納得しているという意味でというところは、今日のような方向でいいんじゃないかなと思ったりするんです。一つ気になるのは、やっぱり生活上いろいろこまごました開発をしたくなるようなことも、今後出てくるかもしれないときに、ホームページに生活上必要な開発行為は許可されるって書いてあるんですけども、これは具体的にはどういようなものなんですか。

井上室長 ここにあたるかどうかわかりませぬけども、例えば、分家ですね。農家の方が分家を建てられるというときには、その家を建てるという行為は許可の対象となっています。

谷本会長 だから、今住んでおられる方の範囲では便宜が図られるけども、新たな方となるとまたいろいろ難しいことが出てくるということですね、外から入ってくるという意味ですね。

井上室長 そうですね。いろいろ許可していくと、結局は市街化という話になってしまう。当然、会長がおっしゃられるとおり、日常に必要な利便施設は通常許可としております。

谷本会長 住民の皆さんは、こういうことを承知の上で、調整区域の方でお願いをしたいと、そういうことなんですね。

井上室長 はい、そうでございます。

張委員 1つ興味のあるところですけども、こういう企画は、住民、地権者が自ら発案されるものですか、地区の代表からということもあると思っているものですから。

井上室長 鳥取市で逆線引きする区域をピックアップされ、住民の方、特に地権者とお話をして、そうだろうということで取り組んでいただいています。

住民の発議でというのは、確か米子市の和田は地元の方からだったように思います。畑に使っているので開発しないので、みたいな話が住民の中であったと思います。

一般的には、やはり開発する余地を残したいというところもあろうと思いますので、この辺は丁寧なご説明した上での了解をいただいたところでございます。

谷本会長 はい、ほかよろしいでしょうか。

説明がありましたけども、予備審議ということでもう一度、また本審議で議論をすることがあるんですけども、あまり大きな広い土地でもないので小ぶりの案件のように見えんですけども、人口減少社会では非常に大事というか、これからよく出てくる話だと思いますし、日本全体があんまり経験したことないもんですから、実は本当にこれでいいのかとか、またいろんな問題が出てくるかもしれませんので、委員の皆様方も本審議に向けていろいろお気づきの点ありましたら、ぜひ、いろいろご審議いただければと思います。

では、今日の予備審議はここまでとさせといていただいて、事務局の方も、もし必要がありましたら、皆様方の意見を踏まえて、ご検討いただければと思います。

では、続きまして、議案第2号、3号に行きたいと思います。琴浦都市計画道路の変更について説明をお願いします。

井上室長 続きまして、議案第2号3・5・2号赤碕駅前下市線と議案第3号3・5・4号の大山花見線の2路線の都市計画道路の変更について一括してご説明申し上げます。お手元の資料2に従いましてご説明申し上げます。

まず、2ページ目でございます。議案の概要でございます。まず、①番3・5・2号赤碕駅前下市線につきましては、位置、道路規格、幅員、車線数の変更はございません。延長を約1,420mのうち650mを削除しまして770mに変更するものでございます。

併せて、この都市計画道路、元の名前は地蔵町下市線という路線でございましたけども、区間を削除することによりまして、起終点が変わってまいります。元の道路が起終点の地先の名前を地蔵町下市というかたちでつけていましたけれども、今回は起終点が変わりますので、これを赤碕駅前下市線というふうに変更させていただいています。

また、②番3・5・4号大山花見線につきましては全線を廃止するというものでございます。

この都市計画道路は、当初決定は昭和43年4月で、直近27年9月に変更しておりますけども、これは赤碕と東伯の都市計画区域にあったものを琴浦都市計画区域に合併したことによりまして、道路名に都市計画区域名を冠してしますので道路名が変わったという変更をしております。

3ページをご覧くださいませでしょうか。路線のうち削除する部分でございます。路線は、琴浦都市計画区域のうち合併前の赤碕町の中心地の部分に位置します。近くに赤碕駅、

琴浦町役場もあり、さらに国道9号線が海岸沿いにずっと沿っておりますし、新たにできました山陰道はこちらで、このあいだに挟まれている地区です。

この黄色い部分を削除することによりまして、赤碕駅前下市線という路線名にさせていただいたということでございます。さらに、この黄色い縦線が大山花見線、これも全線廃止とするものでございます。ちなみに、この赤い部分は既に道路整備は完了しているところでございます。

続きまして、資料が別になります。本日お配りしました別紙をご覧くださいませでしょうか。A4、1枚ものでございます。ここで、当初都市計画決定いたしましたのは昭和43年当時と現在の道路の整備状況の違いについて、あらかじめご説明をさせていただきたいと思っております。最初に、昭和43年時点の道路の状況でございます。下絵には、現在の地図を使っておりますので、山陰道やなんか入っておりますけれども、当時整備されていたのが赤い線、水色の線です。

当時は、市町村合併前で役場のある赤碕町の中心地で行政機関や商業施設、医療機関が集まっておりまして、JR赤碕駅もありますから、町内から交通がここに集中しているというような地区でございました。

また町内各地から、この中心地に向う主な生活道路として横方向、国道9号が主に使われておったというところでございますし、この9号は鳥取県を横断する広域交通担っている、2つの機能を担っており、さらに中心地、まちの入り口というようなところでございます。この区域では、赤色の2車線道路が整備されているんですけども、この9号から赤碕駅に真っすぐ行く道路や9号からこの赤碕町役場前を経由してこの赤碕駅に行くというような道路が整備されていたところでございます。

それで、9号をメインとしたこういう交通をスムーズに処理するためにですね、この当時は、この黄色い部分を含めたグルツとした道路、さらにこの9号から町の中心を通過してさらに町の南側と結ぶ交通経路としてこの黄色い線、これが大山花見線です。これらを計画していた。当時の交通状況を背景にこういう路線を計画していたというところでございます。

それで、続きまして、別紙の下になります。さて、現在はどのような状況になっているかというところでございます。

まず、町自体が合併しました。それで、赤碕町役場は琴浦町役場赤碕分庁舎という位置づけになりましたが、町の中心になるということは間違いございません、

それで、43年以降に新たに道が整備されております。それで、それが紫色で着色した道路が整備されています。まず、一番大きいのは山陰道が供用になったというところでございます。それで、先ほど申し上げました9号が担っていた広域交通は全部山陰道に移ってしまったという大きな交通の形態の転換がございました。さらに、この中心に向かう交通も9号からではなくて、主に山陰道から入ってくる交通になったというような交通形態になっております。

さらに、当初計画しておりましたこの縦方向、町の南部に結ぶ路線でございますけれども、それに替わるものは、例えば、東の方ではカーブでグルツと回る路線や西側ではこの

縦線が新しくできました。

さらには、直接的ではないですが、赤碕地区の南側にきりりタウン赤碕という大規模な分譲住宅ができました。こちらの方は、山陰道、赤碕駅へのアクセス道路もしっかりできておりますし自由通路もできていまして、駅の近くということで新たなこういう開発に関しても支障のない交通形態になっているという状況が現状でございます。

続きまして、資料2の4ページご覧いただけますでしょうか。

今回の変更の概要でございます。今回の変更の概要というのはいろいろございますけれども、まだ整備されていないもので都市計画決定後の状況変化で整備の見通しが無い路線、区間を削除するというものでございます。先ほど、別紙でご説明しましたように、山陰道などの周辺の道路が供用開始しまして、交通状況が改善してまいりました。そのため、中心市街地に慢性的な混雑が発生していないというようなことで、今回削除させていただく区間の整備を待たずして道路整備目的はもう達成されたという状況でございます。

また、未整備区間は人家が密集しておりまして、これが長期整備できなかつた1つの要因となりますけれども、ほかの道路が未整備区間の機能を代替することになったということで、こういう状況に至って、あえて道路を通して多くの家屋を移転させてしまうというようなことは必要ないというふうに考えます。

さらに、都市計画決定をしているんですけれども、決定しますと個人の権利に制限がかかります。例えば、都市計画道路の区域ですと、事業があるまでは当然個人の土地ですので家建てたりできるんですけれども、木造じゃないといけないとか2階建てまでしかだめ、地下はだめ、例えば、鉄筋コンクリートで地下付の3階建てを建てるとなったら特別な許可が必要となってくるということで、制限がずっとかかっているという状況でございます。

このため、こういう社会情勢の変化、今後も整備の見通しが無いということでもございまして、住民の皆様のご意見を踏まえまして、路線廃止、見直しが適宜必要だということで全体的にもそういう手続は進んでおりますけれども、当該地区でもそういう手続をやっていましたというところでございます。

資料の5ページをご覧いただけますでしょうか。この地区の交通の状況でございます。

平成23年2月に山陰道が供用開始いたしました。それで、その後の27年10月に交通量調査を行いまして、これは過去の22年の山陰道供用前と比較した結果をこの表の中に表わしております。

まず、国道9号のポイントでは、山陰道供用前は12時間で1万8,861台通行していたものが、山陰道ができましたら5,783台と交通量が8割減少。

また、赤碕駅北側の中心でも交通量が8割減少したと、大幅な減少でございます。

地区内で、供用前後の比較はないところでございますけれども、12時間当たり1,000台未満、交通量が非常に減っているという状況でございます。

さらに、町の南北を結ぶところは供用後にちょっと台数が増えてきているところがございますけれども、本当にこの道で十分かということを知るには混雑度という指標がございます。1以上だと渋滞しているというところでございますけれども、それが0.26と4分の1程度ということで、渋滞は発生するような状況ではないというところでございます。

次6ページをお願いします。周辺道路の状況でございます。先ほどご説明しましたように、地区内の渋滞等起こっていないという状況で、写真のとおり、これが水色の道沿いになりますが、その背後に今、所々家が一部建ったという状況でございます。こういう地区に今新たな道を作ろうとしているというところでございます。

7ページお願いいたします。未整備区間の土地利用の状況でございます。この黄色が今回削除する区間ですけれども、図上で、もしこの道を整備したらどれだけ家がかかって移転なりが必要になるというような数を拾ってみました。赤碕駅前下市線のこの黄色い区間で22戸、さらに大山花見線で20戸の移転が必要になります。これ概数の移転戸数ですけれども、これが移転してしまいますと、中には再度建てられない家も多く出てくると思います。ただでさえ、こういう地区の衰退ということがいわれている中で、さらなる地区の衰退を招くような事態にもなりかねないというような現況でございます。

続きまして、8ページをご覧くださいませでしょうか。関係機関への協議及び縦覧の状況でございます。住民意見聴取は昨年12月8日に行っておりますけれども、出席者13名で特段の意見はなく、ご了解いただきました。

関係機関協議としましては、琴浦町、さらに鳥取県、県と言いますのは、道路管理者という立場がございますので、こちらと協議をして異存がないように回答を得ております。

今年に入りまして、1月20日～2月3日までの15日間、鳥取県庁と琴浦町役場で都市計画案の縦覧を行いました。縦覧された方から意見書の提出はございませんでした。

最後になります。9ページでございます。今後のスケジュール案でございますけれども、本日の審議会においてご審議いただき、可決いただきますれば、年度が明けまして4月に都市計画決定の告示を行いたいというふうに考えております。

以上、議案2号、3号につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

谷本会長

ありがとうございました。ということで、この案件は、山陰道開通という大きなインパクトがあって、初期の目標はもう既に達成されているという中で、どうしようという話ですね。それで、交通量の話もあり、もし整備するにしても多くの立ち退きが必要になるということで、今回のご提案になっていると思います。

ということで、これは予備審議ではございませんので、ここで可決されれば、もう決定となります。皆様お気づきの点等ございましたら、ぜひお寄せください。いかがでしょう。

辻委員

すごく単純な質問ですけど、昭和43年の当時には、山陰道の予定がなかったからこういうことだったんですか。

井上室長

正確には確認していませんけれども、構想としてはあったろうとは思うんですけれども、まだまだ43年といたしましたら高度成長期で、例えば赤碕の町がどんどん発展していくだろうという想定の中で、地区として必要な道路は整備していくべきだという考え方だったかと思います。

辻委員

わかりました。

谷本会長

43年っていったら高度経済成長期で、人口は絶対増えて、どんどん社会資本整備をって、そういう時代だったと思うんですね。先ほどの案件もそうですけれども、似たような例が多分ほかのところにもあるように思いますけれども。

ほか、よろしいでしょうか。

これは、例えば小学校の通学に実は必要なのか、あったら便利だとか、そういうことではないですかね。交通量は先ほどお示ししていただいて、この道路はなくても十分処理できているということは確認できましたし、山間部のアクセスも問題ないということがわかったんですけども、もう少しミクロには。

井上室長 学校の通学路ということでございますけれども、当然、そこら辺の状況も町としっかり相談させていただいて廃止ということでございます。京都で通学中に子供がたくさんひかれて社会的な問題になりまして、その後、県も全県的に、通学路の点検というのをやっております。PTAに入っただいて、道路管理者が協議して、この道路は大丈夫、ここはどういう対応が必要かというものを含めて協議して、それで必要な事業というのは対応はしております。例えば、歩道がないところに、写真の6ページが一番右端の写真をご覧くださいますと、その道路の左側に緑色の部分があると思います。こういうふうにカラー舗装を行いまして、車道と歩道をわかりやすくして歩行者の安全を図っているということもやっておりまして、それぞれできること、必要なことは、対応はしているというところでございます。

谷本会長 わかりました。通学のためだけに、これだけ多くの人たちが移転してということまで、もちろん考えているわけじゃなくて、今の現道で必要な安全対策が施されているのであれば、特段問題ないのかなということを確認したかったまでです。

はい、ありがとうございます。はい、ほかよろしいでしょうか。特段問題ないと思いますし、先ほども申しあげましたけども、ほかの案件なんかも、都市計画審議会っていう中ではなじまないのかもしれませんが、先ほどの委員さんからもありましたけども、逆線引きでいうと、県全体でどれだけ候補があるのかとか、どういう潜在的な課題といえいいかな、この審議会は基本的に顕在化した課題を処理していくんでしょうけども、年度も変わりますけれども、もし、何かそういうことが議論というか勉強できるような場があってもいいのかなと思ったりもしますので、議題によっては少しそういう勉強も踏まえて鳥取県全体こんな潜在的な問題がありますよというのを、次回以降あわせて示していただくといいのかなと思ったりもします、余談ですけども。

井上室長 承知いたしました。本年度は、案件も多くあって、時間もなかなかきつかったんですけども、本日のように多少案件が少なくて時間が足りている場合がありますら、そういう機会を捉えてさせていただくように、よろしくをお願いします。

谷本会長 はい。本件は議案とお可決ということでよろしいでしょうか。

一同 はい。

谷本会長 はい、ありがとうございました。

では、審議案件はすべて終わりましたけども、その他がありますかね。

川原係長 その他ということで、私の方から説明させていただきたいと思います。

本日、お手元にお配りさせていただきました平成29年度審議予定というペーパーを1枚お配りしております。そちらで確認をしていただきたいと思います。

現時点で、来年度に審議会にお諮りしたいという予定案件につきまして、ご紹介させて

いただきたいと思ひます。

こちらの方に1～9まで9つの予定案件がございます。それで、資料の下の方に、鳥取県の地図が載っていますが、そちらにも番号が振ってありまして、おおむねの位置を示させていただきますいております。

まず、1件目です。都市計画区域マスタープランの変更ということで、これまで数回にわたりまして予備審議をしていただきました東部地区のマスタープランの変更でございます。これを10月～12月ごろに本審議ということで予定しております。

2つ目、区域区分の変更。これは本日お諮りしました議案1です。これの本審議ということで、8月～9月ごろを予定しております。

それで3番目です。都市計画道路の変更。これは、現在、事業を進めています山陰道、鳥取西インターチェンジから青谷インターチェンジの区間です。この区間で、詳細設計を踏まえた変更を予定しております。これは10月～12月ごろ本審議です。

4番目、都市計画道路の変更。これは、鳥取市国府町宮下で、宮ノ下小学校前のあたりですけれども、ここの道路を予定しています。これが、1月～3月ごろの予定です。

5番目、都市計画区域マスタープランの変更ということで、東部地区に引き続いて、倉吉市、琴浦町の2地区の都市計画区域マスタープランの変更を、10月～12月ごろに予備審議、本審議は次年度以降としております。

6番目です。都市計画道路の変更。これは、国道313号の倉吉関金道路の詳細設計を踏まえた変更ということで、10月～12月ごろの予定をしております。

それで7番目、都市計画道路の決定。決定ということで、国道179号のバイパスを湯梨浜町で、新規計画路線として予定をしております。それで、予備審議が1月～3月ごろ、それで本審議が次年度という予定にしております。

8番目、区域区分及び臨港地区の変更ということで、これは境港の埋立地を市街化区域に編入、それと併せて臨港地区を拡大するということを予定しております。それで7月～9月ごろの予備審議、本審議は1月～3月ごろということにしております。

9番目です。都市計画道路の廃止ということで、これは本日の最後にもありました、長期末整備路線の廃止ということで、現在、米子の方で進めておりまして、1月～3月ごろにお願いしたいと考えております。

予定案件と予定時期は、今後の住民の皆様への説明や関係機関との調整によりまして変更となる場合がありますので、ご了承いただきますようお願いいたします。私からは以上です。

谷本会長

はい、ありがとうございました。ということで、頭に入れておいていただくとともに、もし何かしかの用事でその辺に行く場合には、ちょっと意識して現地視察も含めてまわっていただければいいのかなと思ひます。はい、その他、委員からございますでしょうか。

よろしいでしょうか。はい、じゃあ、特にないようですので進行を事務局にお返ししたいと思ひます。よろしくお祈りいたします。

岩田課長補佐

はい。それでは、今後について説明申し上げます。

まず、本日予備審議いただきました議案第1号につきましては、これまで予備審議していただいた鳥取都市計画区域マスタープランとあわせて、来年度本審議していただく予定

としております。

また、議案第2号、3号につきましては、今月中～4月上旬ごろまでの間、都市計画の変更の予定をさせていただいております。

次回、第152回の都市計画審議会につきましては、来年度夏ごろの開催を予定しております。詳細については日程調整、議案内容に関するご連絡をさせていただきますのでよろしく願いいたします。ご多用中とは思いますが、ご出席いただきますようお願いいたします。

それでは本日の第151回鳥取県都市計画審議会を終了させていただきたいと思えます。お忙しいところありがとうございました。